

正誤

令和七年十月三十一日（号外第二百四十二号）
国土交通省告示第九百九十八号（平成六年建設省
告示第千八百八十二号等の一部を改正する告示）
（原稿誤り）

五九ページ上段改正後欄終りから三行目から二
行目「もの」は「建築物又は令和七年国土交通省
告示第九百九十六号第一第一号に規定する火災抑
制等建築物であつて、その周囲に幅員が一・五
メートル以上の通路が設けられているもの」の誤
り。

同ページ同段改正前欄終りから三行目から二行
目「もの」は「もの」の誤り。

同ページ下段改正後欄一行目から五行目及び同
ページ同段改正前欄一行目を削除する。

六〇ページ上段改正後欄終りから三行目「建築
物」は「建築物又は令和七年国土交通省告示第九
百九十六号第一第一号に規定する火災抑制等建築
物であつて、その周囲に幅員が一・五メートル以
上の通路が設けられているもの」の誤り。

同ページ同段改正前欄終りから三行目「建築物」
は「建築物」の誤り。

同ページ下段改正後欄一行目から五行目及び同
ページ同段改正前欄一行目を削除する。

令和七年十二月五日国土交通省告示第千四十六
号（住宅の品質確保の促進等に関する法律の規定
により特別評価方法認定をした件）
（原稿誤り）

目次及び本文において、令和七年十二月五日国
土交通省告示第千四十六号を削除する。